

第 1 回

東近江市・能登川町・蒲生町
合 併 検 討 協 議 会

会 議 録

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会

会 議 録

会議の名称	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会		
開催日時	平成16年12月7日(火) 開会：午後3時30分 閉会：午後5時15分		
開催場所	能登川町 やわらぎホール		
議長氏名	中村功一		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	なし		
会 議 事 項	1 報告	2 会議結果	
	報告第1号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 幹事会規程について	承認
	報告第2号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 専門部会規程について	承認
	報告第3号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 事務局規程について	承認
	報告第4号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会計事務規程について	承認
	報告第5号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議資料の閲覧要領について	承認
	2 協議		
	協議第1号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議運営規程について	原案可決
	協議第2号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議運営申し合わせ事項について	原案可決
	協議第3号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議傍聴規程について	原案可決
	協議第4号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 小委員会規程について	原案可決
	協議第5号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 報酬及び費用弁償に関する規程について	原案可決
	協議第6号	平成16年度東近江市・能登川町・蒲生町合併 検討協議会事業計画について	原案可決
	協議第7号	平成16年度東近江市・能登川町・蒲生町 合併検討協議会予算について	原案可決
	協議第8号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画 策定方針・骨子について	原案可決
	3 提案		
	協議第9号	合併の方式について	提案説明
	協議第10号	市の名称について	提案説明
協議第11号	市の事務所(市役所)の位置について	提案説明	
協議第12号	財産の取扱いについて	提案説明	
協議第13号	地方税、使用料、手数料の取扱いについて	提案説明	
協議第14号	町名、字名の取扱いについて	提案説明	
協議第15号	一部事務組合等の取扱いについて	提案説明	
協議第16号	公共的団体等の取扱いについて	提案説明	
協議第17号	補助金、交付金等の取扱いについて	提案説明	
協議第18号	総務・企画・人権関係事業について	提案説明	

会議の経過	別添のとおり
会議資料	別添資料あり
会 議 録 の 確 定	
確 定 年 月 日	署 名 押 印
平成16年12月20日	署名委員 高 村 与 吉 印 田 邊 彌 三 雄 印

出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職	氏名	職名	出欠等	役職	氏名	職名	出欠等
会長	中村 功一	八日市市長		幹事	奥 善夫	八日市市助役	
副会長	宮部 庄七	湖東町長			武田 善勝	八日市市収入役	
副会長	久田 元一郎	永源寺町長			森野 才治	八日市市企画部長	
副会長	前田 清子	五個荘町長			池田 晋	永源寺町助役	
副会長	植田 茂太郎	愛東町長			白木 駒治	永源寺町収入役	
副会長	宇賀 武	能登川町長			川戸 善男	永源寺町総務課長	
副会長	山中 壽勇	蒲生町長			持田 長三郎	五個荘町助役	
委員	志井 弘	議会代表			北川 純一	五個荘町総務主監	
	高村 与吉	議会代表			藤関 安久	愛東町助役	
	高橋 辰次郎	議会代表			鯨江 茂信	愛東町収入役	
	吉澤 克美	議会代表			吉岡 登	愛東町合併推進室長	
	寺村 茂和	議会代表			野村 新太郎	湖東町助役	
	杉山 忠蔵	議会代表			上野 清司	湖東町収入役	
	鈴村 重史	議会代表			高野 治幸	湖東町企画財政課長	
	山本 清	議会代表			田井中 清幸	能登川町助役	
	西澤 英治	議会代表			福永 正夫	能登川町収入役	
	植田 勲	議会代表			居原田 善嗣	能登川町総務部長	
	小島 隆司	議会代表			角 清和	蒲生町助役	
	川南 博司	議会代表			加藤 正明	蒲生町収入役	
	外池 文次	議会代表			森 島章	蒲生町企画課長	
	福島 賢治	議会代表		事務局	中嶋 喜代志	事務局長	
	西田 弘	学識経験者			青木 幸一	事務局次長	
	武久 健三	住民代表			北村 定男	事務局主幹	
	田中 敏彦	住民代表			今堀 太平	事務局主幹	
	飯尾 文右衛門	住民代表		出席 × 欠席			
	疋出 みゑ子	住民代表					
	足立 進	住民代表					
	三輪 高裕	住民代表					
	上川 裕子	住民代表					
	清水 雅晴	住民代表					
	植田 善夫	住民代表					
	野村 宗一	住民代表					
	居原田 敏子	住民代表					
	小寺 孝治	住民代表					
	田邊 彌三雄	住民代表					
	中島 ひとみ	住民代表					
	藤野 正善	住民代表					
	大塚 ふさ	住民代表					
	岡崎 嘉一	住民代表					
佐川 昭子	住民代表						
増田 敏之	住民代表						
安田 辰三	住民代表						

第1回 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数	
【報 告】	開会	1	
	会長あいさつ	2～3	
	副会長あいさつ	3～5	
	委嘱状交付	5	
	委員紹介	5～7	
【報告事項】	(1)東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約 について	7	
	(2)東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会役員 について	7～8	
	(3)東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会協定 項目及び協議日程について	8～9	
	(4)東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事 会名簿について	9	
	会議録署名委員の指名	9	
報告第1号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事会 規程について	9	
報告第2号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会専門部 会規程について	9	
報告第3号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局 規程について	9～10	
報告第4号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会計事 務規程について	10	
報告第5号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議資 料の閲覧要領について	10	
【協議事項】	協議第1号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運 営規程について	10～11
	協議第2号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運 営申し合わせ事項について	11
	協議第3号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議傍 聴規程について	11
	協議第4号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会小委員 会規程について	11

協議第 5 号	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会報酬及び費用弁償に関する規程について	11
協議第 6 号	平成 16 年度東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事業計画について	12
協議第 7 号	平成 16 年度東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会予算について	12 ~ 13
協議第 8 号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画策定方針・骨子について	13 ~ 16
【提案事項】		
協議第 9 号	合併の方式について	16
協議第 10 号	市の名称について	16 ~ 17
協議第 11 号	市の事務所（市役所）の位置について	17
協議第 12 号	財産の取扱いについて	17 ~ 18
協議第 13 号	地方税、使用料、手数料の取扱いについて	18 ~ 20
協議第 14 号	町名、字名の取扱いについて	20
協議第 15 号	一部事務組合等の取扱いについて	20 ~ 21
協議第 16 号	公共的団体等の取扱いについて	21 ~ 22
協議第 17 号	補助金、交付金等の取扱いについて	22 ~ 23
協議第 18 号	総務・企画・人権関係事業について	23 ~ 24
	その他	25
	副会長あいさつ	25 ~ 26
	閉会	26

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (今堀太平)	<p>皆さま、こんにちは。本日は第 1 回東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会にお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。開会させていただきます前に、事務局から委員の皆さまにいくつか連絡事項等を申し上げたいと思います。</p> <p>まず第 1 点目といたしまして、本日の協議会の日程につきまして確認させていただきますので、お手元の次第をご覧くださいと思います。</p> <p>まず次第 3 番、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>次に次第 4 番、委員の紹介をお願いいたします。</p> <p>次に次第 5 番、報告につきましては、当協議会の規約などにつきまして報告させていただきます。</p> <p>次第 7 番、報告事項につきましては、規約に基づき会長が定めました規程 5 件を報告させていただきます。</p> <p>次第 8 番、協議事項につきましては、規約に基づき会長が会議に諮り定めます規程、事業計画、予算及び合併建設計画策定方針・骨子について、提案のうえ協議いただきます。</p> <p>次第 9 番、提案事項につきましては、本日は合併の方式ほか 9 件の議案について説明させていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>2 点目は、本日の傍聴者の定員でございますが、40 名となっております。傍聴者の皆さまには、受付でお渡しいたしております『傍聴のお願い』を遵守いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>第 3 点目、委員の方々からの発言につきましては、会議録作成などの関係上、手を挙げ議長の許可を貰っていただいたうえで、お名前をおっしゃっていただき、お手元のマイクで発言をお願いいたします。気軽にどしどし発言いただければと思います。</p> <p>第 4 点目、本日は委員皆さま全員の出席をいただいております。よって、規約第 10 条の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>最後に、会場のマナーといたしまして、携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、私は本日の進行を務めさせていただきます合併検討協議会事務局の今堀でございます。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから開催させていただきます。</p> <p>この協議会の役員につきましては、このあとの報告の中で改めて申し上げますが、各市町長の協議によりまして、会長には中村八日市市長、副会長には久田永源寺町長、前田五個荘町長、植田愛東町長、宮部湖東町長、宇賀能登川町長、山中蒲生町長、なお、筆頭副会長には宮部町長</p>

<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>が就任いただいております。以上のとおり決定していただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは初めに、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつ申し上げます。</p> <p>一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>師走に入り、本年もあとわずかとなりました。大変忙しい時期となってきたところであります。</p> <p>皆さま方には何かとご多忙の中、万障お繰り合わせいただきまして、第1回東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会にご出席を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、生活圏を共にいたします地域が同じ思いに立ちまして、合併によるまちづくりの必要性を感じる中で、昨年5月から八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町による合併協議が始まり、住民や議会の皆さまのご理解をいただき、去る11月18日には、官報告示がされました。東近江市の誕生も確実なものとなってきたところであります。</p> <p>そして今回、住民皆さまの意見を踏まえ、議会と行政が一体となって、合併の方向性を模索されました能登川町そして蒲生町が申し入れをされましたことから、1市4町としてもそのお申し入れを真摯に受け止め、仲間として協議していくことに相成りました。ただいまの紹介にもございましたように、私が合併検討協議会の会長という大任をお引き受けさせていただくことになりました。</p> <p>私は、東近江市を構成する1市4町の美しい山や川・水田あるいは町並み、また地域の文化・伝統、まちづくりなどの地域個性を尊重しながら、足腰の強い元気都市をめざしますと共に、今後の百年を考える時、能登川町・蒲生町の申し出を受け止め、将来における魅力あるまちづくりに取り組む必要があると考えております。</p> <p>2町が参画されますと人口116,000人余りとなって、文字どおり10万都市が実現するわけではありますが、2町住民皆さまの夢が実現できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>協議につきましては、まずこの検討協議会で十分な議論をいただき、新市発足後速やかに法定協議会に移行し、確認をいただく予定であります。合併特例法の期限まで残すところ3ヶ月余りとなりましたけれども、合併特例法期限内の申請をめざしておりますので、限られた時間ではございますが、慎重に協議を進め、時間は短くても中身の濃い協議ができますように、改めて委員の皆さまをお願いを申し上げます。</p> <p>合併協議に際しましては、相手を思いやり、またお互い譲り合うことを心掛けてまいりましたが、さらには規模が大きくなりますことにより、期待できることは何か、水準が高められることは何かを常々考えながら、今回参入を希望された能登川町・蒲生町と共にこれからのまちづくりを協議できればと考えております。</p>
--------------------------------	---

	<p>2月11日の東近江市誕生への取り組みと併せ、1市2町の合併を進めるためには、忍耐と譲り合う精神が必要であり、また、期限内に一体的な地域の合併を進めることが必要であるということをご理解いただくことが、成功への大きな、そして重要な要素であることを申し上げまして、簡単ですが、ごあいさつにしたいと思います。よろしく願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、本日第1回目の協議会でございますので、副会長よりごあいさつを申し上げます。 まず、副会長 宮部庄七湖東町長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長 (宮部庄七 湖東町長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました湖東町の宮部でございます。 いよいよ今日から能登川町さん、そして蒲生町さんを変えて、新しい形での合併協議が始まるわけでありまして。私たち湖東町におきましては、この平成の合併に、平成12年の夏から取り組みを始めてまいりました。10万人のまちづくりということを念頭に置いて今日までできたわけでありましてけれども、このたび2町が加わっていただいたことによって、このことが成就するのではないかなと、こんなことを思わせていただいているところでございます。 しかしながら、先ほども少し会長からお話ございましたように、法期限内での合併ということになりますと、時間的に制約を受けます。大変慌しいスケジュールとなるわけでありましてけれども、お互いが真に理解し合い、そして信頼し合いながら、ゴールをめざしてまいりたいと、こんなことを考えております。どうぞ、協議会委員の皆さまにおかれましても、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、一言ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、副会長 久田元一郎永源寺町長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長 (久田元一郎 永源寺町長)</p>	<p>永源寺町長でございます。2つのまちと一緒していただきまして、新しいまちづくりに進んでまいりたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、副会長 前田清子五個荘町長がごあいさつ申し上げます。</p>
<p>副会長 (前田清子 五個荘町長)</p>	<p>今日のご苦労さまです。五個荘町民の願いでありました能登川町参画、また蒲生町の参画という、思わぬ大きなまちになります。皆さまの期待に応える新市になりますよう、どうかご協力お願い申し上げます。</p>

<p>司会</p>	<p>続きまして、副会長 植田茂太郎愛東町長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長 (植田茂太郎 愛東町長)</p>	<p>愛東町長の植田でございます。東近江市という新しいまちづくりに向けまして、皆さんと一緒にがんばって新しいまちづくりに向かってやっ ていこうと、そういった話し合いができますようにがんばってまいりたい と思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、副会長 宇賀 武能登川町長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長 (宇賀 武 能登川町長)</p>	<p>皆さま、大変ご苦労さまでございます。「水・緑・人が輝く水車のまち 能登川町」によろこお越しいただきました。心からご歓迎を申し上げ ます。私は能登川町長の宇賀でございます。</p> <p>このたび中村会長のリーダーシップのもと、各首長さんはじめ関 係者の皆さまの深いご理解を賜りまして、東近江市・能登川町・蒲生町 の合併検討協議会を発足いただき、本日、私どものまちで第1回の会合 を持たせていただきますことは、私の喜びといたすところでございま すし、また身の引き締まる思いをいたしております。私も微力ではござ いますが、皆さまのご協力を頂戴いたします中で、全力を傾注して成就 してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>最後に、副会長 山中壽勇蒲生町長がごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長 (山中壽勇 蒲生町長)</p>	<p>蒲生町長でございます。第1回の東近江市・能登川町・蒲生町合併検 討協議会の発足設立に向けて取り組んでいただきました1市4町の首長 さま、議会代表、さらには関係者の皆さまに、衷心より厚くお礼を申し 上げるところでございます。</p> <p>今、各自治体の緊急の課題は、地域の将来のまちづくりを見据えた市 町村のあり方であります。すなわち市町村合併でございます。それぞ れの市町村の取り組みが進む中で、東近江市をめざして1市4町は着 実に協議を進められて、地域住民の思いをまとめられて、2月11日、 新市発足にこぎつけられたことに対しまして、衷心より敬意を表する ところでございます。</p> <p>この経緯の中で、当町に対しましても最大の配慮を示していただき ながら、私ども道すがらを誤りまして、結果として住民の意向に反 した導きをしたことになりました。この結果を踏まえまして、住民の 意向を住民説明会で、さらにアンケートでまとめましたところ、合 併協議を進めることを前提に、2月に発足されんとする東近江市へ の合併を求める住民意向が多くを占めたところでございます。</p> <p>この確認を受けて、早速1市4町の関係の皆さんに住民の思いを 伝え</p>

<p>司会</p>	<p>させていただきましたところ、新市発足に向けて準備万端、大変ご苦労の多い中、法的な財政支援なども受けられる期間内をめざして、その協議を進めてやろうという、わずかなチャンスの道すがらの機会を与えていただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げますとさせていただきます。</p> <p>これには、合併に対するそれぞれのまちの思い、それに加えて、新しい都市づくりでの地域ともどもの発展に期待と大きな夢があるからだと信じておるところでございます。限られた期限内での協議だと思えますけれども、めざしております合併の実現のために、その思いで協議に加わらせてもらっているつもりでございます。お迎えをいただきました寛大なご意志を賜りまして、協議が順調に進められまして成就することをお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。委員お一人ずつに会長からお渡しするのが本意でございますが、時間の関係上、委員を代表して、能登川町の藤野正善委員、蒲生町の大塚ふさ委員、永源寺町の疋出みゑ子委員にお渡しさせていただきたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>藤野委員、大塚委員、疋出委員、前の方へよろしくお願いいたします。</p>
<p>(会長より交付)</p>	<p>(委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>席へお戻りいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>各委員の皆さまには、お手元に委嘱状をお配りさせていただいておりますので、どうかご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、委員の紹介に移りたいと思います。</p> <p>恐れ入りますが、西田委員さまから始めていただき、続いて八日市市、永源寺町と、席の順番でお願いします。なお、各市町におきましては、議長さまより各委員のご紹介をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、西田委員さま、よろしくお願いいたします。</p>
<p>西田 弘委員 (滋賀県東近江 地域振興局長) 志井 弘委員 (八日市市)</p>	<p>東近江地域振興局長の西田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>八日市市の志井 弘でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議会推薦の高村与吉さんでございます。</p> <p>それから、住民代表として武久健三さんです。</p> <p>同じく、住民代表として田中敏彦さんです。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。</p>

<p>高橋辰次郎委員 (永源寺町)</p>	<p>私は、永源寺町議会議長の高橋でございます。お三方を紹介させていただきます。</p> <p>議会の合併問題特別委員会の委員長でございます吉澤克美さんでございます。</p> <p>住民代表として、前議会議員としてお世話になった飯尾文右衛門さんです。</p> <p>もう一方、現在、永源寺町商工会事務局長をしております疋出み糸子さんでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>寺村茂和委員 (五個荘町)</p>	<p>五個荘町議会議長の寺村茂和でございます。どうかよろしくお願いいいたします。</p> <p>議会推薦の杉山忠蔵委員でございます。</p> <p>住民代表の足立 進委員です。</p> <p>もう一方、住民代表の三輪高裕委員です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>鈴村重史委員 (愛東町)</p>	<p>皆さん、ご苦労さまでございます。愛東町の鈴村重史でございます。どうぞよろしくお願いい申し上げます。</p> <p>議会代表の山本 清さんでございます。合併特別委員長でございます。</p> <p>民間代表の清水雅晴さまでございます。平成15年度区長会長さまでございます。</p> <p>続きまして、上川裕子さま、レディース愛ランド代表でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいを申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>西澤英治委員 (湖東町)</p>	<p>湖東町議会議長の西澤です。どうかよろしくお願いいいたします。</p> <p>合併特別委員長の植田 勲さんです。</p> <p>住民代表から、植田善夫さんです。</p> <p>同じく、住民代表の野村・一さんです。よろしくお願いいします。</p>
<p>小島隆司委員 (能登川町)</p>	<p>能登川町議会議長の小島でございます。どうぞよろしくお願いいします。委員を紹介させていただきます。</p> <p>合併特別委員長の川南博司さんです。</p> <p>住民代表の藤野正善さまです。</p> <p>同じく、住民代表の田邊彌三雄さまです。</p> <p>同じく、住民代表の中島ひとみさまです。</p> <p>同じく、住民代表の居原田敏子さまです。</p> <p>同じく、住民代表の小寺孝治さまです。よろしくお願いいします。</p>
<p>外池文次委員 (蒲生町)</p>	<p>蒲生町議会議長の外池と申します。どうぞよろしくお願いいします。続いて、委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>議会特別委員長の福島賢治さんでございます。</p>

<p>司会</p> <p>事務局長 (中島喜代志)</p>	<p>そして、住民代表といたしまして安田辰三さん、農業委員会から出ていただいております。</p> <p>続きまして、岡崎嘉一さん、蒲生町の区長会長さんでございます。</p> <p>続きまして、大塚ふささん、民生委員児童委員会から出ていただいております。</p> <p>続きまして、増田敏之さん、蒲生町商工会青年部副部長です。</p> <p>もう一方、佐川昭子さん、消費生活研究会の会長で出ていただいております。以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次第5番、報告をさせていただきます。</p> <p>東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約ほか4件を、協議会事務局長の中嶋から一括してご報告いたします。</p> <p>皆さま、大変ご苦労さまでございます。青い表紙の付いている、『報告』と一番上に書いてある冊子をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、経過も踏まえましてご報告させていただきます。</p> <p>かねてから合併協議の参画を申し入れておられました能登川町におきましては、東近江市への合併を公約にされました、先ほどごあいさつがございました宇賀町長が当選されまして、11月16日に改めまして合併協議の早期開始について申し入れをいただきました。また、蒲生町につきましては、11月16日に集落説明会・住民アンケートの結果を踏まえまして、同じく東近江市への合併の申し出をいただきました。</p> <p>両町の申し入れを受けまして、1市4町では首長・議会代表会議、各市町議会での協議のうえ、合併特例法の支援が受けられる期限内での合併を目標に、1市2町で協議を始めることと決定をさせていただきます。本日お集まりをいただいたところでございます。</p> <p>11月22日と26日には、1市6町の首長・議会代表会議を開催いたしまして、これからご説明を申し上げます東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約等を決定いただきまして、同日施行していただきました。</p> <p>1ページの規約をご覧くださいと思います。</p> <p>まず第1条でございますが、平成17年2月11日に発足する東近江市と能登川町及び蒲生町(1市2町)の合併に関する基本的事項について協議するため、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会を設置するという設置規定でございます。</p> <p>協議事項につきましては、1市2町の合併に関する基本的事項及び必要な調査、合併に必要な将来構想の策定に関する事項、その他合併に関する事項を協議事項とさせていただきます。</p> <p>会長・副会長につきましては、先ほどごあいさつがございましたように、各構成団体の長の協議によりまして、26日に、先ほどごあいさつ</p>
-----------------------------------	--

がありました役員をお決めいただいております。

委員さま方の構成であります。今ほど各町の議長さんからご紹介がありましたように、構成団体の長、それから議会から2名、構成団体の長が協議して定めます住民代表の方、それから学識経験者で地域振興局長さま、合計42名で構成させていただきます。

あと、諸般の規定を定めまして、この規約につきましては、先ほど申し上げましたように、11月26日に施行させていただきました。

規約の規定によりまして、4ページの名簿にありますような役職にお就きいただいております。また、監事につきましては会長が選任しておりますので、ご報告申し上げます。五個荘町の寺村議長さん、能登川町の小島議長さんに監事をお願いするというに会長が決定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、協定項目でございますが、5ページにあげているとおりでございますが、1番目の「合併の方式」から14番目の「補助金、交付金等の取扱い」まで、それから15番目は「各種事務事業の取扱い」といたしまして、大きい項目で7つに分けさせていただきます。総務・企画・人権関係事業から教育関係事業まで7つに分けさせていただきます、その中で細分いたしまして協議をいただきたいと考えております。

最後に、東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画を協定項目とするということで決定いただいております。

この合併協定項目の協議方針でございますが、6ページにあげておりますような4つの点を基本といたしまして、協議をこれから進めていただきます。一体性の確保、格差の解消、健全な財政運営、行政改革の推進、このような方針で協議を進めていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、7ページの協議会のこれからの協議日程でございますが、本日第1回目の協議会を開かせていただいております。第2回目は12月22日、3回目が1月12日、4回目が2月1日、これで任意協議会4回を終えたいと考えております。この中で全協議を終えていただきまして、東近江市が2月11日に発足いたしますので、その後、各市町議会で法定協議会の設置議決を審議いただき、可決後、3月2日・3月8日の法定協議会でもう一度、任意協議会でお決めいただいた内容を再確認していただき、3月8日に調印の内容の確認をいただきまして、その日に合併調印を終えたいというふうに計画をいたしております。

先ほどあいさつの中にもございましたように、非常に短い期間でございますが、法定の期限内に合併申請を成し遂げたいという方向で検討をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この3月8日の協議会が終わりましたあと、1市2町で議会におきまして合併関係議案をご審議いただきまして、議決いただいたあとに、3月末日までに県知事に合併申請をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<p>司会</p>	<p>あと、もう1枚の紙に詳しい時間や会場を書きました日程表を入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後のページでございますが、この合併協議会に提出させていただく議案の内容を事前協議していただく幹事会を設けております。後ほど幹事会規程で申し上げますが、助役さん、収入役さん、合併担当部課長の構成で幹事会を設けております。その名簿を付けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、中村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、規約によりまして、これからの議事につきまして、私が議長を務めます。よろしくご協議をいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。八日市市 高村委員、能登川町 田邊委員を会議録署名委員に指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第7番の報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号から報告第5号までの5件を一括して報告いたします。事務局から説明を申し上げます。</p> <p>それでは、先ほどと同じように青い表紙で、『報告事項』と上に四角で囲っている冊子をご覧いただきたいと思います。報告事項は5件ございまして、幹事会規程・専門部会規程・事務局規程・会計事務規程・会議資料の閲覧要領でございます。この5件につきましては、規約で会長が定めるものでございますので、報告のみをさせていただきます。</p> <p>まず、1ページ目は幹事会規程でございます。規約第13条第2項に基づきまして、幹事会の規程を定めております。所掌事項は、先ほど一部申し上げましたように、この協議会への提案事項に関して主に審議をするものでございます。幹事につきましては、3ページに別表であげておりますように、各市町の助役、収入役、合併担当の部課長で構成させていただきます。</p> <p>次に、4ページの専門部会の規程でございますが、専門部会につきましては、3条にあげておりますように、総務部会から議会部会まで9専門部会を設けることにしております。幹事会の指示を受けまして、調整内容を検討調査する部会でございます。部会の構成につきましては、6ページの別表に各市町ごとに役職名をあげておりまして、こういう役職を持った職員で構成させていただきます。</p> <p>次に、7ページでございますが、事務局規程でございます。事務局に</p>

	<p>ついて定めているものでございますが、事務局につきましては、協議会の会議、それから協議資料の作成をさせていただきます。事務局には、総務担当、計画担当、調整担当を置かせていただきます。その他、事務局規程におきましては、公印の取扱い、職員の服務等を定めております。</p> <p>次に、12ページでございますが、協議会の会計事務規程でございます。規約第18条の規定に基づきまして、協議会の財務に関しまして定めるものでございます。歳入歳出予算、予算の補正、決算等の規定を定めさせていただきます。</p> <p>最後に、15ページでございますが、資料の閲覧要領を定めさせていただきます。この協議会は公開で進めさせていただきますので、この協議会に出させていただきます資料につきましては、傍聴者の方にも、それから、後日見られる方につきましては関係市町の合併担当課に置かせていただきます。また、協議会が今後開設しますホームページでも公開していきたいと考えております。</p> <p>この規程、閲覧要領等につきましては、規約と同じ日、11月26日からすべて施行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>報告第1号から第5号までの説明を申し上げました。この内容について、何かご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようではありますが、報告第1号から報告第5号まで、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、協議に入ります。協議第1号から協議第5号までは、いずれも会議に諮って決める規程であります。これを一括議題といたします。事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、次は『協議事項』と書きました黄色い冊子をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>協議第1号は、会議の運営規定を定めさせていただきます。</p> <p>まず1ページでございますが、この会議の運営規程をご説明申し上げます。この規程につきましては、協議会規約の第10条でお定めをいただいておりますので、この会議の運営について必要な事項を定めております。</p>

<p>議長</p>	<p>基本的方針は、先ほど申し上げましたように、会議は原則公開とさせていただきます。ただし、委員の半数以上がご賛同いただきます時は公開しないこともできるものでございます。</p> <p>会議の進行について、5条で定めさせていただいております。会議の議事につきましては、全会一致をもって進めることを原則といたしますが、意見が分かれた時には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>その他、会議についての諸要件を定めておるものでございます。</p> <p>次に、5ページでございますが、申し合わせ事項でございますが、既に先ほど申し上げましたように、会議は日程を調整させていただきまして定めておりますし、場所等も選定させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この会議の会議録につきましては、全文記録を行わせていただきます。会議録が確定しました後に、委員さま方にも送付させていただき、また、構成市町にも送付させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>次に、6ページの傍聴規程でございますが、この協議会の会議の傍聴について必要な事項を定めております。本日もたくさん傍聴いただいておりますが、傍聴していただく際に守っていただきたい事項等を例示させていただきます。</p> <p>次に、10ページの小委員会規程でございますが、規約第12条第2項で「小委員会を置くことができる」となっておりますので、置く場合の必要な事項を定めております。</p> <p>小委員会につきましては、特定の案件をこの協議会から付託された場合のみに設置させていただきたいと思いますので、その小委員会の組織等の諸規定を定めさせていただいております。</p> <p>次に、12ページでございますが、協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程を定めさせていただきたいと思います。規約第19条第2項に基づきまして定めるものでございます。報酬は日額5,000円とさせていただきます。</p> <p>その他、出張していただいた場合の費用弁償の規定を定めさせていただくものでございます。</p> <p>この5件の規程につきましては、本日もご協議をいただきまして、ご決定をいただければ、本日12月7日から施行させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第1号から協議第5号について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
-----------	--

議長	<p>ないようでありますので、協議第1号から協議第5号までを一括お諮りいたします。これらにつきまして原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>ありがとうございます。異議がないようでありますので、協議第1号から協議第5号までは原案どおり決しました。</p> <p>続きまして、協議第6号及び協議第7号を一括議題といたします。事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第6号の協議会の事業計画について提案申し上げたいと思います。</p> <p>協議会につきましては、まず会議の開催をさせていただきます。本日開催していただいておりますような合併協議会の開催、それから、先ほど申し上げました幹事会等各種会議の開催をさせていただきます。</p> <p>2番目に、情報の提供事業をさせていただきます。協議会でお決めいただいた内容を中心に、情報紙の『協議会だより』を発行させていただきます。また、ホームページでの情報提供もさせていただきます。</p> <p>合併協議の推進事業といたしまして、合併建設計画の策定をさせていただきます。電算システムの調査、事務事業の調整もこの中でさせていただきます。</p> <p>事業計画は以上でございます。</p> <p>この事業計画に基づきます予算でございますが、協議第7号をご覧くださいと思います。1枚おめくりいただきまして、横になっておりますので申し訳ございませんが、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>まず、歳入でございますが、各市町からご負担をいただく負担金が13,200,000円でございます。県から広報関係で補助金をいただけると思いますので、その補助金の633,000円をあげさせていただきます。諸収入で預金利子1,000円、合計13,834,000円を歳入として計上させていただきます。</p> <p>次に歳出でございますが、運営費の中の会議費、本日開いていただいております協議会の委員報酬、それから、協議会の会場の物品・お茶代、それから音響、録音記録を会議録用に取っておりますので、その委託料、会議録の作成委託料、会場の使用料、物品の借上料等で2,195,000円、幹事会・担当者会議等の会議費の資料等の作成で250,000円、会議費は2,445,000円をあげさせていただきます。</p> <p>また、事務局費といたしまして、事務局職員の旅費、県等への事前協議の旅費等をあげさせていただきます。また、資料の用紙代、印刷、消耗品、封筒等で需用費をあげさせていただきます。郵送料・電話代等で役務費を計上させていただきます。</p>

議長	<p>ス代をあげさせていただいております。能登川町・蒲生町から職員を派遣していただいておりますので、その職員さんの机・椅子等の備品購入費をあげさせていただいて、1,355,000 円でございます。</p> <p>次に事業費でございますが、旅費と、それから協議会だよりの発行の経費、その手数料・広告料の役務費、協議会だよりの版下作成の委託料、ホームページの管理の委託料、計画策定の委託料等で 9,580,000 円を計上させていただいております。</p> <p>予備費で 454,000 円を計上させていただきまして、歳出合計 13,834,000 円の予算を提案させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明いたしました協議第 6 号及び協議第 7 号についてであります。何かご意見・ご質問がありましたらどうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでありますので、協議第 6 号及び協議第 7 号を一括お諮りいたします。原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議はないようであります。協議第 6 号から協議第 7 号まで原案どおり決めました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第 8 号を提案いたします。なお、これは本来でしたら本日は提案説明のみとなる事項であります。次回協議会には素案を急ぎとりまとめ提案させていただきたく、提案と合わせて協議をいただくものであります。事務局から説明いたします。</p>
事務局次長 (青木幸一)	<p>それでは、「協議第 8 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の策定方針・骨子について」、ご説明申し上げます。</p> <p>1 枚おめくりいただきまして、合併建設計画の策定方針(案)でございます。基本的な考え方でございます。合併建設計画は、東近江市と能登川町及び蒲生町の合併に係るまちづくりの目標を定め、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的といたします。なお、名称でございますが、東近江市の建設計画は「新市まちづくり計画」という名称でございます。この 2 つの計画を区分するために、「合併建設計画」という名称で表させていただいております。</p> <p>策定にあたりましては、次のような方針で臨むものとしております。5 項目でございます。</p> <p>1 . 合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定する。</p>

	<p>2. 東近江市の新市まちづくり計画の理念、趣旨を踏まえ、能登川町及び蒲生町総合発展計画の内容や精神を十分検討し策定します。</p> <p>3. この計画は、能登川町・蒲生町域や東近江市地域に係るまちづくりの方向について、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を見据えた長期的視野にたって策定するものとしたします。</p> <p>4. 合併後の東近江市の財政計画については、依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うよう策定いたしたいと考えております。</p> <p>5. この計画のより具体的な内容につきましては、東近江市において策定いたします総合発展計画などに委ねることとしたします。</p> <p>次に計画の構成でございますけれども、「まちづくりの目標」、そしてまちづくりの目標を実現していくための「主要事業」及び「財政計画」により構成するというふうに考えております。計画の期間は、平成17年度から10年間にかかるものとして、東近江市の計画期間に合わせております。</p> <p>計画の策定の体制でございますが、合併協議会で協議のうえ決定することとしたしておりますので、次回、素案を提出いたしますのでその次の協議会でご議論をいただければと思います。</p> <p>裏面に骨子がございます。</p> <p>名称については、今申し上げたとおりでございます。</p> <p>目的についても、同様でございます。</p> <p>計画の構成でございますが、まちづくりの目標といたしまして、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の新市まちづくり計画の趣旨・理念を踏まえまして、次に掲げてございます将来像や施策の方向に従いまして、能登川町・蒲生町域や東近江市地域に係るまちづくりの方向をまちづくりの目標として掲げてまいりたいと考えております。</p> <p>合併後の都市構造、つまり合併後のおおまかなゾーニングでございますけれども、2町の総合発展計画と新市まちづくり計画の整合を図り設定させていただきます。</p> <p>主要事業につきましても、同様でございます。能登川町・蒲生町域にかかる事業を中心に、東近江市地域に必要な事業についても記載するものとしたします。重複するものについても列挙させていただきます。なお、関係する県事業についても、調整のうえ記載させていただきます。</p> <p>財政計画でございますけれども、合併による効果・影響額を算出し策定させていただきます。</p> <p>なお、公共的施設の統廃合でございますけれども、統廃合の趣旨については、現計画（新市まちづくり計画）の趣旨と変わりませんので、記載しない考えを持っております。</p> <p>以上が策定方針及び骨子でございます。次回の協議会には素案を提案させていただきます。以上、報告を終わらせていただきます。</p>
--	---

議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたこの議案について、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p>
西澤英治委員 (湖東町)	<p>湖東町の西澤です。今、建設計画を聞いたわけですがけれども、今発言をしますと内政干渉というとらえ方もありますけれども、両町に対してのご要望ということで、健全な財政という問題で、両町には町営の病院がございます。正式な書類はもらいませんけれども、累積赤字があるというふうに私はとらえます。そういう中で、合併するまでに両町において苦勞を願うということは民活化、民間に売却してほしいと。もしくは公設民営というような点で、これから十分な議論をしていきたい。これが第一だと思います。</p> <p>私たちは、1市4町においては、子どもや孫に夢のある話をして、この1市4町の合併に賛同していただきました。そういうようなことからいきますと、借金を返す合併では、そういう合併ではあってはならないと考えるので、両町の皆さんによろしく願いをしておきたいと思えます。</p>
議長	<p>ご意見として承りたいと思うのですが、今いろいろな両町の病院の現在のあり様と言いますか、現状についてお話もございましょうし、少しこの点に触れて事務局から説明したいと思っております。</p>
事務局次長	<p>事務局が県の方に報告されております決算をいただいておりますので、その範囲で簡単に報告させていただきます。</p> <p>2町は病院を持っておられますが、いずれも累積欠損というものはお持ちでございます。平成14年度決算で、蒲生町病院が4億円余り、能登川町病院が12億円余りの欠損をお持ちでございますが、単年度収支の改善に努められておられますので、現時点で単年度赤字ということはありません。以上でございます。</p>
議長	<p>先ほど西澤委員からお話もございました。決してそれに反論するわけではありませんので、ただ、今、事務局から現状の知り得た情報を少しお話しいたしましたけれども、ご意見として承っておきます。</p> <p>ほかに何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようであります。協議第8号をお諮りしたいと思います。このことにつきまして原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議長	<p>ありがとうございます。異議がないようでありますので、協議第8号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>暫時休憩させていただきます。</p>
司会	<p>後ろの時計で4時40分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
議長	<p>再開させていただきます。</p> <p>次第9、提案事項に移らせていただきます。これ以降の協議につきましては、原則として提案説明をさせていただいた事項を、次の協議会で協議・決定いただくという方式をとらせていただきます。</p> <p>それでは、次回の協議会で協議をいただきます事項につきまして、本日は10件の提案説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「協議第9号 合併の方式について」を事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第9号 合併の方式について」をご説明申し上げます。</p> <p>先ほど来からごあいさつの中でも出ておりますように、2月11日に1市4町が合併いたしまして東近江市が誕生いたします。1市4町の合併がスムーズにできますこと、また、その東近江市に能登川町・蒲生町さんが参画をいただける方法として、編入合併の手法を採用させていただきたいと考えております。</p> <p>提案内容につきましては、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入する。内容は以上でございます。</p> <p>資料といたしまして、新設合併・編入合併の定義等の異なるところを比較して表にさせていただいております。また、事例につきましては、最近の編入による合併をされた地域の事例をあげさせていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま説明のありました議案の内容につきまして、不明な点等がありましたら、ご質問をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでありますから、続きまして、「協議第10号 市の名称について」、事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第10号 市の名称について」、提案をさせていただきます。</p> <p>先ほども方式のところでご説明を申し上げましたように、2月11日</p>

議長	<p>に東近江市が発足するわけでございます。編入合併の場合、編入をする市の名称を採ることが先進事例で大多数を占めておりますので、市の名称は「東近江市」とするという提案をさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>今、説明を申し上げたとおりでありまして、この内容についてご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>特にないようであります。次の提案事項に移らせていただきます。「協議第11号 市の事務所（市役所）の位置について」を事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第11号 市の事務所（市役所）の位置について」の提案をさせていただきます。</p> <p>1点目は、市の事務所（市役所）は、東近江市八日市緑町10番5号とする。2点目、能登川町及び蒲生町の事務所（役場）については、支所とするという提案でございます。先ほどから申し上げておりますように、東近江市が設置された前提で名称を使っておりますので、その点も併せてよろしく願いいたします。</p> <p>資料1の支所につきましては、現有庁舎を活用し、住民の利便性を考慮した区域の設定を行い、住民の便宜を図るための事務が執行できる機構を採用させていただきたいと考えております。また、コンピューターネットワーク等の整備を行いまして、住民サービスや行政運営に支障のないように努めたいと考えております。</p> <p>現在の東近江市役所、それから永源寺支所、五個荘支所となるような形の系統図を、下段にあげさせていただいております。</p> <p>それ以降につきましては、事務所の位置に関する法令、地方自治法の関係、支所等に関する法令条項、行政事例を記載させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明がありました議案内容等につきまして、何か質問がありましたら、どうぞご発言ください。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>特にないようでありますので、次の提案事項に移らせていただきます。「協議第12号 財産の取扱いについて」を事務局から説明申し上げます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>「協議第12号 財産の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>地方自治法第7条第4項で、市町村の廃置分合が行われる場合の財産処分につきましては、関係市町村が協議してこれを定めるということになっておりますので、その協議をさせていただくということでございます。</p> <p>提案内容は、能登川町及び蒲生町の所有する財産は、すべて東近江市に引き継ぐものとするという提案でございます。</p> <p>資料1につきましては、1市2町の現況で、平成15年度の一般会計・特別会計の決算額、それから東近江市には永源寺の区域に甲津畑の財産区がございますので、財産区の状況、水道事業の決算額、病院事業の決算額、資料2につきましては主な公の施設を、道路から各公民館等の施設につきまして、個数・現況をあげさせていただいております。</p> <p>資料3につきましては、財産の規定を図示したものをあげさせていただいておりますし、財産区の説明をさせていただいております。</p> <p>以上、資料を付けまして提案させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま説明がありました議案内容等につきまして、不明な点等がありましたら、どうぞご発言ください。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようでしたら、次の事項に移らせていただきます。「協議第13号 地方税、使用料、手数料の取扱いについて」を事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「協議第13号 地方税、使用料、手数料の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>提案内容は、別紙の 1の調整方針のところ大きい項目を書かせていただいております。</p> <p>まず、地方税につきましては、後ほど順次ご覧いただきますが、法人税等、前納報奨金等で少し差異がございますが、その他については差異がございませんので、東近江市の制度に統一させていただきます。</p> <p>使用料、手数料につきましては、東近江市が一定の方針を出させていただいておりますので、その方針に基づきまして統一するように調整をさせていただきます。</p> <p>入館料を定められている施設につきましては、現行のとおり入館料をいただくという調整方針でございます。</p> <p>まず、地方税のうち個人の市民税でございますが、税率・納期につきましては、東近江市・能登川町・蒲生町で差異がございませんので、同</p>

	<p>じ内容で統一させていただきます。</p> <p>納期前納報奨金につきましては、市民税と固定資産税・都市計画税にございますが、能登川町・蒲生町さんでは率が少し高くなっております。東近江市1市4町で協議していただきました時点におきましても、現在もそうでございますが、現行の預金利率等よりも、この東近江市の方針でもまだ高い状況でございますので、東近江市の制度に統一させていただきたいという提案でございます。</p> <p>次に、2の法人市民税でございますが、税率のうち均等割につきましては同じでございますが、法人税割で差異がございます。税収を確保させていただいて健全な財政運営をさせていただきたいと思っておりますので、東近江市の税率に合わせさせていただきたいというふうに提案させていただきます。</p> <p>固定資産税につきましては、第3期の納期で一部差異がございますが、その他は同じでございますので、東近江市の欄に掲げている税率等で統一させていただきます。</p> <p>前納報奨金につきましては、市民税と同様の理由でございます。</p> <p>軽自動車税・市町のたばこ税につきましては差異がございませんので、このまま適用させていただきます。入湯税は愛東町の地域で適用されておりますのみで、該当がございません。</p> <p>都市計画税につきましては、現在、八日市市のみで課税させていただいております。都市計画税は目的税でございますので、当分現行のまま、税率については新市東近江市発足時までに決定されますが、現行のまま課税させていただきたいと考えております。ただ、これは目的税ですので、新市における都市計画事業の事業量等に基づきまして、新市発足から5年以内に見直しをさせていただきたいという提案でございます。</p> <p>次に、資料5の使用料、手数料の取扱いでございます。まず、会館等の使用料でございますが、ここにあげておりますように、同一または同種の公共施設の使用料については、4点あげております考え方に基いた方法で合併時に統一するというふうの方針を定めておりますので、そのような形で統一させていただきたいと考えております。使用料を定めている施設を、以下ずっと施設名をあげさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>6の後半の方には、入館料を定めている施設をあげさせていただいております。入館料を定めている施設は、現行のとおり入館料とさせていただきます。</p> <p>次に、7の手数料でございますが、手数料の主なものをあげさせていただいております。ほとんどが同じでございますが、蒲生町さんにおきまして住民票の交付手数料の一部、税の証明手数料の一部で異なるところがございますが、東近江市と能登川町はほとんど同じ内容でございますので、その方向で調整させていただきたいと考えております。</p> <p>最後の資料1でございますが、先ほど申し上げました使用料の算定方</p>
--	---

議長	<p>法につきましての内容を細かくあげさせていただいております。公共施設の使用料につきましては、床面積、施設の規模・形態等を基準として、わかりやすい料金体系で、時間当たり、また1回当たりの単価で設定させていただきたいと考えております。また、冷暖房使用の時は50%増とさせていただきます。市民以外の利用の方は、使用料を2倍にさせていただくという算定方法で、下の時間当たりの金額と、施設ごとに分けてこのような形で再計算をさせていただくということで、使用料を決めてまいりたいという方針でございます。</p> <p>以上のような調整方針を提案とさせていただきます。</p> <p>ただいま説明のありました議案内容につきまして、不明な点等がありましたら、ご質問をお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。「協議第14号 町名、字名の取扱いについて」を事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第14号 町名、字名の取扱いについて」の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1に現在の東近江市になった場合の町名、それから能登川町の大字名、蒲生町の大字名をあげさせていただいております。</p> <p>提案につきましては、1点目は、能登川町及び蒲生町における「大字名」は、原則として大字を削除いたしまして、現在の名称に「町」を付けまして、東近江市の「町名」とさせていただきたいと考えております。</p> <p>2点目は、蒲生町大字大森及び大字寺につきましては、東近江市大森町及び寺町と区分できるように、合併時までに調整するものという提案でございます。</p> <p>3点目につきましては、能登川町と蒲生町の「町名」を決定していただく段階で、1・2の調整方針を基本といたしまして、住民の意向を踏まえた後に決定していただくという提案でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま説明のありました議案内容等について、不明な点がありましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。「協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて」を事務局から説明いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>「協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>1をご覧いただきたいと思います。能登川町、蒲生町が加入している一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。ということで、5つに分けまして調整をさせていただきたいと考えております。</p> <p>まず、東近江の一部事務組合、それから県全体で組織しております交通災害等の一部事務組合につきましては、合併の前日をもって能登川町及び蒲生町は脱退をいただきまして、東近江市として引き続き加入するという内容でございます。</p> <p>2点目は、合併の前日をもって一部事務組合を脱退していただく組合名、それから共同設置、滋賀県市町土地開発公社、認定審査会、共同設置をあげさせていただいております。</p> <p>3点目は、東近江市と能登川町で介護認定の審査会を共同設置しておりますが、同一の市になりますと必要がございませんので、廃止させていただくという提案でございます。</p> <p>次に、財団法人の関係は、東近江市地域振興事業団に2つの事業団を統合するように現在進めておりますので、その事業団に統合するように調整を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>事務の委託につきましては、合併の日の前日をもって規約を廃し、東近江市において現行の事務委託内容により合併の日に締結させていただくもの、障害児のデイサービス事業の規約がございますので、このような取扱いをさせていただきたいと考えております。</p> <p>資料につきましては、今ほど申し上げました一部事務組合等の加入状況を、市町別に印で表しておりますので、参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま説明のありました議案内容について、不明な点等がありましたら、どうぞご質問をしてください。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>ご質問もないようであります。次の提案事項に移ります。「協議第16号 公共的団体等の取扱いについて」を事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「協議第16号 公共的団体等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>公共的団体等につきましては、下記の調整内容に基づきまして各団体と十分協議しながら、統合・再編等の調整に努めてまいりたいという提案でございます。ただし、特別な事情により統合・再編が困難な団体につきましては、当分の間、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>1点目は、東近江市、能登川町及び蒲生町の区域で組織されている団</p>

	<p>体につきましては、速やかな一体性を確保するため、基本的に合併時に統合するよう調整に努めてまいります。なお、統合に時間を要する団体につきましては、合併後2年以内を目標に統合するように調整に努めてまいります。</p> <p>2点目は、東近江市、能登川町及び蒲生町の区域を越えて組織されている団体につきましては、区域の変更等、組織の再編に向け、検討が進められるように調整に努めてまいります。</p> <p>資料1は、公共的団体の内容、どのような団体が公共的団体になるのかという概略を説明させていただいております。定義等も併せて行政実例をあげさせていただいております。</p> <p>また、市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項で、「一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」という規定がございますので、それもあげさせていただいております。</p> <p>資料2につきましては、現在の1市2町の現況、東近江市におきましても合併協議でこのような調整方針を定めていただいた以後、各団体にお願ひし合併を進めております。社会福祉協議会等は法律で1市に1つと決まっておりますので、合併をするという方針をされております。また、体育協会等でも合併の手続きをとっていただいております。今後、東近江市誕生と共に統合に進むというふうにご考えておりますので、能登川町・蒲生町に設置されている公共的団体につきましても、先ほど説明させていただいたような調整方針で今後調整を進めるという内容でございます。以上でございます。</p> <p>ただいま説明のありました議案内容等について、ご質問がございましたらご発言をいただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>特にないようでありますので、次の提案事項に移ります。「協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて」を事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>補助金、交付金等につきましては、従来からの経緯、実情等に配慮し調整するものでございます。</p> <p>1点目は、東近江市と能登川町又は蒲生町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一するものでございます。</p> <p>2点目は、東近江市と能登川町又は蒲生町独自の補助金につきましては、合併後の市域内の均衡を保つように調整させていただきたいと考え</p>

<p>議長</p>	<p>ております。</p> <p>3点目は、整理統合できる補助金等につきましては、統合、廃止できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料につきましては、現在の補助金の主な項目を各1市2町の状況であげさせていただいております。今後、財政状況は三位一体の改革等で非常に厳しい内容になろうかと思っておりますので、工夫いたしまして、補助金等の調整を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました議案内容について、不明な点等がありましたら、どうぞご質問ください。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようであります。次に移ります。「協議第18号 総務・企画・人権関係事業について」を事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「協議第18号 総務・企画・人権関係事業について」のご説明を申し上げます。この案件から、事務事業の調整内容をもとに入っておりますので、各項目ごとにまとめておりますので、順次ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>大きな調整方針といたしましては、消防防災、電算システム、慣行、条例・規則、広報広聴、姉妹都市・国際交流、コミュニティ施策及び人権施策については、東近江市の制度及び方針に統一する。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で別に定めるとおりとするという内容でございます。</p> <p>まず、消防防災につきましては、常備消防は東近江行政組合消防本部・愛知郡広域行政組合消防本部、組合で消防本部を設置しております。東近江市、能登川町、蒲生町につきましては、東近江市の湖東町・愛東町を除きまして、東近江行政組合の消防本部で一部事務組合をつくっておりますので、現行のとおりとさせていただくものでございます。</p> <p>調整内容と右に記載しているもの以外につきましては、東近江市の制度と方針で統一させていただくという内容でございます。</p> <p>消防団のところでは、東近江市につきましては「組織は、分団編成に統一し実施する」となっておりますので、調整内容につきましても、「東近江市消防団の編成に準じ、能登川町及び蒲生町区域の消防団を再編し、統一する」という内容でございます。</p> <p>2のところ、防災施設機械器具等の調整方針をあげております。第1次避難所、防災無線の欄には、内容についての説明をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>3につきましては、電算システムの状況を 印で、現在どのような</p>

<p>議長</p>	<p>システムがあるかということをお聞きいただいております。調整内容につきましては、基幹系の業務（住民基本台帳の情報等）と情報系のシステムにつきましては、平成17年度中に統一して、ネットワークシステムにより運営をするという調整内容でございます。基幹系連携業務と単独でコンピュータを動かすシステムにつきましては、平成18年度までに統一をさせていただくという調整でございます。</p> <p>4につきましては、慣行のうちの市章と市民憲章や市（町）の花等をあげさせていただいております。皆さんご存じのように、市章につきましては、東近江市は全国に募集いたしまして、これは白黒で今あがっておりますが、カラーのこのような図案で市章を、2月11日の新市発足後に決定をし、それを使っていこうという方針でございます。</p> <p>次に、条例・規則につきましては、今後、事務協議をさせていただいた内容で、現在の調整をしております東近江市の条例・規則が適用されることとなりますが、事務事業の調整内容を踏まえて、新規の制定・一部改正等を行うものが出てこようかと思っておりますので、そういう調整方針で進めさせていただきたいと思っております。現在の条例の本数等をあげさせていただきます。</p> <p>5は広報広聴事業をあげさせていただいております。ホームページにつきましては、合併時に東近江市のホームページに統合させていただいて、運用させていただきたいという調整でございます。</p> <p>6につきましては、姉妹都市・国際交流のうちで国際交流と国内交流の状況をあげさせていただいておりますが、方針につきましては、東近江市の欄に掲げているような調整で進めさせていただきます。</p> <p>7につきましては、コミュニティ施策をあげさせていただいております。自治組織、自治会につきましては、調整内容といたしまして、自治会の連合組織につきましては、東近江市自治会連合会を置きまして、その下に現在12の地区の自治連合会を置いておりますが、能登川町・蒲生町の2つを加えまして、14の地区の設定という形で考えております。</p> <p>8につきましては、人権施策につきましては調整内容をあげさせていただきますが、ここは東近江市の内容で統一して適用させていただきたいと考えております。</p> <p>9につきましても、同様でございます。</p> <p>最後の資料1でございますが、先ほど申し上げましたコミュニティ施策のうちの自治会連合会の形として、このような組織体系図になるかということをお聞きいただいております。以上でございます。</p> <p>ただいま説明のありました議案内容について、不明な点がございましたら、どうぞ質問してください。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
-----------	--

議長	<p>特にないようであります。それでは、ただいま提案いたしました10件の議案につきまして、次回の協議会でご審議をお願いすることとなります。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、次第10番、その他につきまして、事務局から報告いたします。</p>
司会	<p>それでは、次第10番、その他の報告に移らせていただきます。次回の協議会についてのご報告でございます。開催日時は、12月22日午後2時より開催いたします。なお、次第の方には時間が抜けておりましたので、午後2時とご記入いただきますようよろしくお願いいたします。会場は、蒲生町あかね文化センターとなっております、場所につきましては役場の隣ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴定員は40名でございます。以上、連絡事項でございます。</p>
議長	<p>お疲れでございました。以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、副会長 宇賀 武能登川町長がごあいさつを申し上げます。</p>
副会長 (宇賀 武 能登川町長)	<p>ご指名をいただきましたので、会議を閉じるにあたりまして、地元能登川町を代表して一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>今日は、中村会長さまをはじめ協議会委員の皆さまにおかれましては、師走に入り何かとご多用にもかかわらず、万障お繰り合わせをいただきまして全員のご出席を賜り、かつまた、ただいまは長時間にわたりまして慎重ご審議を賜りましたことに、心から深く感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>さて、私どもと蒲生町が東近江市への合併の願いをいたしましたところ、去る11月26日に当協議会の設置協議をいただきまして、冒頭ごあいさつにも申し上げましたが、本日第1回目の合併検討協議会が開催できましたことにつきましては、ここにご出席をいただきました中村市長さまをはじめ各町長さま、各市町の議長さま、さらに議会議員の皆さま方のご理解とご協力のおかげでございます。改めて深く感謝申し上げます。</p> <p>私も、去る10月24日執行されました町長選挙におきまして、この合併の推進を公約として立候補させていただき、多くの町民のご支持をいただきまして、当選の栄誉をお与えいただきました。今後、町民から受けました付託をしっかりと胸に刻みながら、この合併成就に向けて全力を傾注してまいりますので、会長さんをはじめ皆さまの変わらざるご指</p>

<p>司会</p>	<p>導、ご鞭撻をよろしく願いを申し上げる次第でございます。</p> <p>また、今後いろいろこの協議におきましては、限られたスケジュールの中でこなしていかなければなりませんけれども、各委員のさらなるご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、中村会長におかれましては、新生東近江市誕生につきまして、法定期限内に何としても合併を成就させるために、新市発足のリーダーとなられましてご尽力いただくことを、私ども能登川町も中村会長を応援してまいる所存でございます。</p> <p>最後になりましたけれども、各委員の皆さんのますますのご活躍と、併せてご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、閉会にあたりましてお礼を兼ねましてのごあいさつに代えさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。これをもちまして、第1回合併検討協議会を終了させていただきます。</p> <p>それでは、次回の第2回合併検討協議会について、年末のお忙しい時期ではありますが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（閉会）</p>
-----------	---